

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月31日
【届出者の氏名又は名称】	Kamgras 1 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 内間 裕 / 同 濱田 啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Kamgras 1 株式会社 （東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号麻布台ヒルズ森JPタワー17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

- （注 1） 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1 株式会社をいいます。
- （注 2） 本書中の「対象者」とは、株式会社力カクコムをいいます。
- （注 3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- （注 4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注 5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注 6） 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- （注 7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注 8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注 9） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- （注10） 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- （注11） 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその

関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付、2026年7月2日付、2026年7月7日付及び2026年7月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年5月13日付公開買付開始公告（2026年5月19日付、2026年5月27日付及び2026年6月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年7月2日付、2026年7月7日付及び2026年7月17日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP（以下「ベインキャピタル」といいます。）にその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたりミテッド・パートナーシップであるBCPE Blitz Cayman, L.P.が、2026年7月29日付で「株式会社カクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて対象者が2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、ベインキャピタル及びLINEヤフー株式会社より公開買付価格の引上げの提案を受領した旨を公表したこと、また、公開買付者が、対象者から2026年7月29日付で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格の変更についての協議の申入れを受け、当該変更に係る検討を開始したことに伴い、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うという観点で、記載事項の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を本書提出日である2026年7月31日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月17日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加し、また、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

買付け等の期間

9 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

5 大量保有報告書等の提出状況

(2) 特別関係者が提出した書類

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年 5 月13日から2026年 8 月 3 日まで (58営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金3,450円 第 8 回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第10回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第11回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第13回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第14回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第15回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第16回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第17回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第18回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第19回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第20回新株予約権 1 個につき、金 1 円
買付予定数の下限	34,941,000 (株) (注 1)
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	対象者が2026年 5 月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。) によれば、対象者は、2026年 5 月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年 7 月 2 日付で公表した「(変更) 「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「7 月 2 日付対象者プレスリリース」といいます。) によれば、その後、対象者は、2026年 7 月 1 日開催の対象者取締役会において、下記「 4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 また、公開買付者は、対象者より、下記「 4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年 7 月17日時点において、本特別委員会(下記「 4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。) による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年 7 月 2 日付の意見に変更はない旨の伝達を受けております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年8月17日まで(67営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,450円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円
買付予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が2026年5月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年7月2日付で公表した「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、その後、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 また、公開買付者は、対象者より、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年7月17日時点において、本特別委員会(下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。)による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はない旨の伝達を受けております。

<後略>

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

< 前略 >

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「(経過開示)株式会社力カクコムの本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定いたしました(以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。)。なお、本コンソーシアムは、「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案(下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))における、本提案者(下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

< 中略 >

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

本公開買付けの実施前

< 中略 >

本公開買付けの実施後(2026年8月10日(予定))

< 中略 >

本スクイズアウト手続の実施後(2026年10月中旬(予定))

< 中略 >

自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応(2026年11月上旬(予定))

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「(経過開示)株式会社力カクコムの本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定いたしました(以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。)。なお、本コンソーシアムは、「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案(下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))における、本提案者(下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

その後、本SPV(下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。))であるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社力カクコム(証券コード:2371)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて対象者は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案(以下「本7月29日付提案」といいます。))を受領した旨を公表しております。また、本コンソーシアムは、「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者から2026年7月29日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて対象者との間で協議をしていく予定ですが、2026年7月31日時点で決定している事実はありません。

公開買付者は、これらの本提案者及び対象者による公表の状況、並びに対象者からの上記の協議の申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2026年7月31日付で本訂正届出書を提出することといたしました。本訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2026年7月31日付で、公開買付期間は2026年8月17日まで延長され、合計67営業日となっております。

< 中略 >

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

本公開買付けの実施前

< 中略 >

本公開買付けの実施後(2026年8月24日(予定))

< 中略 >

本スクイズアウト手続の実施後(2026年11月上旬(予定))

< 中略 >

自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応(2026年11月中旬(予定))

< 後略 >

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(訂正前)

< 前略 >

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定いたしました。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定いたしました。

その後、本コンソーシアムは対象者より、対象者が本提案者から本7月29日付提案を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月29日に、同日付で本SPVが公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容を参照する形で対象者から本7月29日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月29日付提案の内容については、2026年7月29日付で本SPVが公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。）、対象者から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて対象者との間で協議をしていく予定ですが、現時点で決定している事実はありません。

< 後略 >

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い58営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い67営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年9月下旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年10月上旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年 5 月13日 (水曜日) から2026年 8 月 <u>3</u> 日 (月曜日) まで (<u>58</u> 営業日)
公告日	2026年 5 月13日 (水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年 5 月13日 (水曜日) から2026年 8 月 <u>17</u> 日 (月曜日) まで (<u>67</u> 営業日)
公告日	2026年 5 月13日 (水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

9【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

イ【金融機関】

< 中略 >

- (注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行から、15,712,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社きらぼし銀行から、13,864,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から、9,242,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

< 中略 >

- (注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社から、42,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

イ【金融機関】

<中略>

- (注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、72,091,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行から、15,712,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社きらぼし銀行から、13,864,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から、9,242,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

<中略>

- (注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社から、42,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けにおいて応募された対象会社の株式の数及び本不応募株式の数の合計が131,893,000株以上であること(ただし、対象会社の株主総会において、本スクイズアウト手続に関する本株式併合に係る議案が承認された場合は除きます。)を含む本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

1 1 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年 8 月10日 (月曜日)

(訂正後)

2026年 8 月24日 (月曜日)

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

5 【大量保有報告書等の提出状況】

(2) 特別関係者が提出した書類

(訂正前)

株式会社デジタルガレージ

< 中略 >

書類の名称	変更報告書 No.90
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	法定の提出期限日である2026年 7 月24日までに提出予定
提出先	関東財務局長

< 後略 >

(訂正後)

株式会社デジタルガレージ

< 中略 >

書類の名称	変更報告書 No.90
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	2026年 7 月23日
提出先	関東財務局長

< 後略 >

第5【対象者の状況】

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年5月7日、対象者より、2026年5月7日付で本提案者から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案である本5月7日付提案を受領した旨の伝達を受けたほか、その後、本5月13日付提案、本6月3日付提案及び本7月1日付提案を受領した旨の伝達を受けております。

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	本SPV
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	株式会社カクコム、普通株式及び新株予約権
買付け等の期間	20営業日(注1)
買付け等の価格	普通株式1株当たり3,384円(注1)(注2)
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：131,805,000株

(注1) 本7月1日付提案においては、本提案者による公開買付け開始の前提条件として、 公開買付け(本提案者)に対して、対象者が賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会において、対象者が公開買付け(本提案者)に賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、 法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け(本提案者)の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、 本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、 対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(同条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在しないこと、 本取引を実施するに当たって必要となるベインキャピタルの投資委員会による最終承認及びLINEヤフーの取締役会決議が完了することが記載されているとのことです。

(注2) KDDIと本提案者との間で、対象者によるKDDIが所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、普通株式1株当たり3,500円に変更するとのことです。

（訂正後）

公開買付者は、上記「第1公開買付要項」「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年5月7日、対象者より、2026年5月7日付で本提案者から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案である本5月7日付提案を受領した旨の伝達を受けたほか、その後、本5月13日付提案、本6月3日付提案、本7月1日付提案及び本7月29日付提案を受領した旨の伝達を受けております。

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	本SPV
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	株式会社力カクコム、普通株式及び新株予約権
買付け等の期間	20営業日（注1）
買付け等の価格	普通株式1株につき、3,520円（注1）（注2） 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：131,805,000株

（注1） 本7月29日付提案においては、本提案者による公開買付け開始の前提条件として、 公開買付け（本提案者）に対して、対象者が賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会において、対象者が公開買付け（本提案者）に賛同意見を表明し、対象者の株主に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、 法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け（本提案者）の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、 本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、 対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないことが記載されているとのことです。

（注2） KDDIと本提案者との間で、対象者によるKDDIが所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、普通株式1株当たり3,640円に変更するとのことです。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年7月31日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月13日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。